

令和5年5月2日

保護者 各位

栃木市立大平東小学校長 亀 田 浩 史

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育に対し多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、既に報道されておりますとおり、新型コロナウイルス感染症が5月8日以降「5類感染症」へ移行されます。学校におきましても、文部科学省・栃木県教育委員会・栃木市教育委員会のガイドラインや指示を受け、順次、対応を変更していく予定です。当面は、下記のとおりといたしますので、御理解と御協力をお願いします。

記

### I 感染症対策について

#### (1) 健康観察（健康チェック）

- ① さくら連絡網の「健康チェック」は、今までどおり実施いたしますので、忘れずに入力をお願いします。（「プールカード」を兼ねていますので、未入力だった場合はプールには入れません。）
- ② 定刻までに入力がなかった場合は、学校で検温・問診をして、問題なければ、御家庭に連絡はいたしません。発熱等、体調不良が確認された場合は、お迎え依頼の電話を差し上げます。（早退ではなく、欠席扱いとします。）

#### (2) 適切な換気の確保

- ① 気候上可能な限り常時2方向の窓を開けて換気を行います。
- ② サーキュレーター・CO2モニターを活用します。

#### (3) 手指衛生や咳（せき）エチケットの指導

- ① 外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後等、こまめな手洗いを指導します。
- ② 咳（せき）やくしゃみをする際は、ハンカチ等で口や鼻をおさえ、他者に飛沫（ひまつ）を飛ばさないよう指導します。

#### (4) マスクの着用の考え方

- ① 児童生徒及び教職員に対して着用を求めないことを基本とします。
- ② 着脱を強いることのないようにします。

## 2 感染者及び濃厚接触者の対応について

### 【感染者となった場合】

- ① 感染が判明した児童は、出席停止となります。
- ② 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。
- ③ 出席停止解除後は、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ④ 出席停止解除後、登校初日に「登校申出書」を御提出ください。

### 【風邪症状等がある場合】

- ① 今まで一律出席停止扱いにしていた、いわゆる風邪症状は、出席停止とはなりません。
- ② 児童の状況から、コロナ感染の疑い（同居している家族に新型コロナウイルス感染者がいるなど）がある場合は、校長の判断により、出席停止となる場合もあります。（その場合は、「登校自粛願」「登校申出書」の提出が必要になります。）

### 【濃厚接触者となった場合】

- ① 濃厚接触者については、出席停止の対象とはなりませんので、特に体調等に問題がなければ、通常どおり登校可能です。

## 3 感染流行時における感染対策について

- ① 学級内に複数の感染者が発生するなど、学校内で感染が流行している場合には、教職員がマスクを着用するとともに児童生徒にも着用を促します。ただし、その場合にも、着用を強いることがないようにします。
- ② 感染リスクが比較的高い活動に当たっては、近距離や大声での会話を控える等の対策を講じます。